

In transition

The latest on IFRS 17 implementation

pwc

No. INT2018-03
22 June 2018

IFRS第17号「保険契約」についての修正がIASBの議題となる

IASBは、年次改善プロセスをとおして、IFRS第17号の要求事項を明確化する

目次	
要点	1
背景	1
年次改善案の概要	2
今後について	3

要点

2018年6月21日、国際会計基準審議会(以下「IASB」とする)は、IASBが審議中に行った意思決定を、基準の文言に確実に反映させるために、国際財務報告基準(IFRS)第17号「保険契約」(以下「IFRS第17号」とする)に対する明確化のための修正に同意した。IASBは、変動手数料アプローチの適用対象となる契約について、カバー期間および給付の量の決定において、保険カバーに加えて投資関連サービスを含むべきことの明確化に同意した。同様に、IASBは、保険契約の区分に関するIFRS第3号「企業結合」の修正が、将来に向かって適用されることの明確化に同意した。また、これとは別に、共通支配下における企業結合は、IFRS第17号の企業結合に関する要求事項の適用範囲から除外されることの明確化に同意した。その他の論点についても、いくつかの明確化のための修正が承認された。

この「In transition」の見解は、6月21日の会議から得た我々の所見に基づいており、IASBが後日公表する会議の公式な議事録とはいくつかの点で異なる可能性がある。

背景

- IFRS第17号の公表に関連し、IASBは、ワーキング・グループである、移行リソース・グループを設置し、利害関係者が新基準の適用に関して提起された疑問点について議論を行うための公的なフォーラムを提供した。移行リソース・グループの目的は、IFRS第17号の適用から生じる適用上の疑問点に関する利害関係者へのサポート、および審議会への情報提供を行うための公的な議論の促進にある。
- 基準発行後、IASBスタッフも、IFRS第17号の導入を補助するため、様々な利害関係者との活動を行ってきた。これらの活動や、移行リソース・グループの議論をとおして、スタッフは、IASBの意図しない方向に基準が解釈される可能性のある、いくつかの事例について認識するに至った。
- 6月21日の会議でIASBが同意したすべての修正は、いわゆる「年次改善」に該当する修正である。年次改善に分類される修正は、基準の文言を明確にする、あるいは、比較的軽微な予期せぬ結果、見落とし、または既存の基準の要求事項との矛盾を訂正する、軽微な変更である。年次改善のプロセスは、パブリック・コメントのための公開草案を含め、他のすべての修正と同じデュー・プロセスに従う。IFRSのデュー・プロセスに関する追加的な背景については、IASBのウェブサイトより入手可能である。

年次改善案の概要

直接有配当性を伴う契約に関するカバー期間の明確化

4. 2018年5月2日に開催された移行リソース・グループ会議において、変動手数料アプローチに適切な契約に関する、契約上のサービス・マージンの償却について議論された(In transition 2018-02 参照)。カバー期間は、保険カバーの期間に加え、投資サービスを提供する期間を含める取扱いに同意した。この同意は、IFRS 第17号が、当該契約を「実質的に投資関連サービス契約」とであると認識しており、変動手数料アプローチに対する要求事項とその適用範囲にとって基本的な観点であることを理由としている。

5. 6月21日のIASBの会議において、スタッフは、この意図された原則を明確にするため、変動手数料アプローチに適切な契約について、IASBが「カバー期間」の定義を修正すべきであると提案した。IFRS 第17号付録Aにおいて、「カバー期間」の定義の第2段落に、以下の記載が追加されるであろう。「直接有配当性を伴う保険契約については、当該企業が保険事故に関するカバー、または投資関連サービスを提供する期間とする。この期間は、保険契約の境界線内のすべての保険料に関連する保険事故に関するカバーまたは投資関連サービスを含む。」

6. 大部分のIASBメンバーは、変動手数料アプローチの契約のカバー期間の定義の変更は、既存の基準に対する変更ではなく、基本原則の明確化であり、したがって、年次改善の要件の充足について同意した。1名のIASBのメンバーは、5月2日の移行リソース・グループの会議においてメンバーにより提起された、投資関連サービスを含む一般モデルに従う契約に関するカバー期間の懸念に対する同時の対応なしに、変動手数料アプローチのカバー期間に関する定義について変更する提案について、懸念を表明した。詳細は、以下の説明のとおりである。

7. 1名を除くすべてのIASBメンバーは、直接有配当性を伴う契約(変動手数料アプローチを適用する契約)のカバー期間の定義の修正案を、次のIFRSの年次改善サイクルに含める提案に同意した。

直接有配当性を伴わない契約のカバー期間

8. 5月2日の移行リソース・グループの会議において、スタッフは、変動手数料アプローチの適用について適切ではない投資要素を伴うその他の契約は、IFRS 第17号に定義される「投資関連サービス」を提供しないと述べた。したがって、スタッフは、契約上のサービス・マージンの配分のためのこれらの契約の給付の量の決定は、カバー期間のみに基づくべきであり、また、投資要素に関して提供される給付については検討から除外すべきであると述べた。

9. しかし、移行リソース・グループのメンバーの大半は、一般モデルの契約は、投資関連サービスも含む可能性があるとして指摘し、意見が一致しなかった。5月2日の移行リソース・グループの会議では、多くのメンバーは、このような契約のための「カバー期間」についても、投資関連サービスを含めるように修正すべきであると提案した。

10. 6月21日のIASBの会議において、IASBは、年次改善における修正の一環として、直接有配当性を伴わない保険契約について、カバー期間の定義の修正を提案しない提案に同意した。このような変更は、軽微な修正ではなく、基準の規定についての重要な再検討を含んでいる。それ故、このような契約には、詳細な分析と議論が必要であるとの指摘がされた。スタッフは、2018年9月の移行リソース・グループの会議の後で、移行リソース・グループが結論に達しなかった事項について報告すると述べ、IASB議長は、その時点で、IASBが、一般モデルのカバー期間について議論が可能であることに同意した。

PwCの所見

5月2日の移行リソース・グループの会議では、一般モデルを適用する多くの「間接有配当契約」に付与される金額は、資産収益から保険者に留保される金額を差し引いた金額(「スプレッド」)に基づいており、関連するキャッシュ・フローは、資産に依存する率(基準の設例6に示されている)で割り引かれることが指摘された。保険要素は、それほど重要ではないため、このスプレッドが契約上のサービス・マージンの主要な構成要素となる可能性がある。このような契約上のサービス・マージンが、契約の保険カバー期間のみにわたって認識される取扱いについて、懸念が示された。6月21日のIASB会議においても、1名

のメンバーによって同様の論点が提示され、1年間の保険サービスのカバー期間および5年間の投資関連サービスを提供する契約が例として説明された。

その他の修正案

11. IASBは、IFRS第17号(および、該当する場合、関連する他の基準)について、以下の事項の明確化のための修正に同意した。

- 保険契約の区分についてのIFRS第3号「企業結合」の結果的修正は、将来に向かって適用される(すなわち、IFRS第17号の当初適用日後に締結された取引に適用される)。
- 共通支配下における企業結合は、IFRS第17号の企業結合の要求事項の範囲から除外される。
- IFRS第17号第27項において、保険契約グループにおける保険契約に関連する保険獲得キャッシュ・フローは、発行済みおよび「発行予定」の契約に関するものを含む。
- IFRS第17号第28項において、保険契約グループを認識するにあたり、企業は、「報告期間末までに発行される」契約ではなく、むしろ個別の契約に対して認識要件を適用し、これを充足する契約のみを含むべきである。
- IFRS第17号の感応度分析の開示は、純損益および資本が、「リスク・エクスポージャー」の変動ではなく、むしろ「リスク変数」の変動の影響をどのように受けているかを示さなければならない。
- 非金融リスクに係るリスク調整の一部が、IFRS第17号における保険契約の調整表および保険収益の分析において、現行の開示の文言では、他の構成要素に含まれる可能性が認識されておらず、開示におけるリスク調整の潜在的な二重計上につながる可能性がある。
- 保険契約は、IFRS第17号に定義されているとおり、IFRS第17号が適用される発行する保険契約ならびに保有する保険契約を含み、注書きがない場合を除き、金融商品の基準(IFRS第7号、IFRS第9号およびIAS第32号)の要求事項から除外される。
- IASBによるIFRS第17号の設例9には、当初認識時に契約に組み込まれた死亡給付金保証の時間価値の見積りが含まれる。数値の算出はできないが、含まれている構成要素についての説明が追加される。

IASBは、上記に概説した修正案を、次のIFRS基準の年次改善サイクルに含める提案に同意した。

*PwC*の所見

IFRS第17号の企業結合における要求事項の適用範囲から、共通支配下における企業結合の除外により、企業は、適切な会計方針の採用が可能になる。これには、簿価引継ぎ処理の適用も含まれる。簿価引継ぎ処理は、現在、共通支配下における企業結合において頻繁に使用されている。

今後について

12. IASBは、次回のIFRS基準についての年次改善サイクルに当該修正を加える提案を決議した。IASBは、通常、年次改善について、最低90日間のコメント提出期間を与えている。

PwC は、IFRS 第 17 号「保険契約」に関連して、以下の刊行物もしくは資料を作成しています。

- In transition INT2018-02: Insurance TRG addresses unit of account, contract boundary, and coverage unit issues (日本語訳は [こちら](#))
- In transition INT2018-01: Insurance TRG holds its first meeting on IFRS 17 (日本語訳は [こちら](#))
- In brief INT2017-05: IFRS 17 marks a new epoch for insurance contracts (日本語訳は [こちら](#))
- In depth INT2017-04: IFRS 17 marks a new epoch for insurance contract accounting (日本語訳は [こちら](#))
- Using Solvency II to implement IFRS 17 (原文英語のみ)
- IFRS 17 – Redefining insurance accounting (原文英語のみ)

© 2018 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details. This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.